

# 宿泊利用補助券について

## 共 済

公立学校共済組合宿泊・保養施設および公立学校共済組合秋田支部指定施設を利用（宿泊）した場合、費用の一部を補助します。

補助対象者	組合員とその被扶養者
補助対象施設	公立学校共済組合宿泊・保養所
補助額	利用総額（税抜）が、 6,000円以上の場合 補助額 3,000円 4,000円以上 6,000円未満の場合 補助額 2,000円 4,000円未満の場合 補助なし
補助回数	組合員とその被扶養者通算で当該年度内1泊まで
留意点	① 宿泊日当日満5歳未満の幼児は使用できません。 ② 公務出張の場合は、利用できません。 ③ 同一施設での連泊使用する場合は、一泊につき1枚の補助券を使用してください。
その他	各所属所では、共済組合宿泊利用補助券発行簿によって交付してください。

## 〈公立学校共済組合 宿泊施設利用案内〉

### 利用方法について

- 申込みは、利用しようとする施設へ直接申し込みください。
- 申込み場合は、次のことを施設へお知らせください。
  - ① 申込者の住所・氏名
  - ② 利用日時・人員（男女別・大人・こども別）
  - ③ 施設への到着予定時刻
  - ④ 食事の要否
  - ⑤ 宴会の場合は、料理・飲物等の内容
- 申込み終了後の利用人数の減、利用の取り消しは早めに連絡してください。

なお、施設により予約金の返還は、原則として3～10日前までに通知しないと（風水害・交通事故等、特別の理由のない限り）、お返ししないことがありますので、できるだけ早く連絡してください。
- 利用者は、利用券（年金受給者・退職者は、特別利用者証）を到着と同時に施設へ掲示してください。

### 相互利用について

地方公務員等共済組合法に基づく各共済組合の経営する宿泊施設は、宿泊料金について当該組合の組合員利用料金と同じ扱いとする相互利用が行われております。

- 相互利用の対象は、組合員とその被扶養者および年金受給者本人（家族は一般料金）です。
- 利用するときは、組合員は「身分証明書」または「組合員証（写でも可）」、年金受給者は「年金証書（写）」または「宿泊施設特別利用者証」を当該施設（フロント）に掲示してください。
- 相互利用の対象となる共済組合は下記のとおりです。

- ・ 地方職員共済組合
- ・ 警察共済組合
- ・ 各都道府県市町村職員共済組合
- ・ 東京都職員共済組合
- ・ 都市職員共済組合
- ・ 指定都市職員共済組合
- ・ 全国市町村職員共済組合連合会
- ・ 文部科学省共済組合
- ・ 私立学校教職員共済組合
- ・ 国家公務員共済組合連合会
- ・ 防衛省共済組合